

会議録

会議の名称	第5回登米市水道使用料及び下水道使用料等あり方検討委員会
開催日時	令和4年5月20日（金） 13時30分 開会 15時10分 閉会
開催場所	登米市役所登米庁舎 2階 201 会議室
議長	西村 修委員長
出席者（委員）の氏名	西村 修委員長、大嶋 雄生副委員長、市村 要一委員、 小俣 洋士委員、羽生 芳文委員 以上5名
事務局職員職氏名	上下水道部長 佐藤 嘉浩 上下水道部次長兼経営総務課長 千葉 智浩 水道施設課長 鈴木 安宏 下水道施設課長 星 勝弘 （経営総務課）佐々木課長補佐、岩井業務係長、 菅原経営管理係長、千葉主幹、及川主幹 <委託業者：株式会社日水コン> 今井、鎌田、高坂、泉、佐藤（和）、佐藤（大）
議題	1 開会 2 委嘱状交付 3 挨拶 4 会議 （1）会議録署名人の選任について （2）下水道事業の財政計画について 5 その他 6 閉会
会議結果	別紙のとおり
会議経過	別紙のとおり
会議資料	資料1 下水道事業の将来予測 資料2 下水道事業の整備計画 資料3 下水道事業の財政計画 資料4 平均改定率 資料4-1 分流式下水道等に関する経費について 正誤表 【参考】第3・4回登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会会議録

別紙

発言者	発言要旨
【1 開会】	
事務局	会議資料の確認後、開会を宣言。
【2 委嘱状交付】	
事務局	佐藤上下水道部長から小俣委員へ委嘱状を交付。
【3 挨拶】	
委員長	<p>本日は、委員全員対面で会議が開けるということで、コロナの状況が収まりきっていない中、事務局では大変準備にご苦労されたと思います。おかげさまで全員の委員の皆様が集まっておりますので、率直な意見交換や、様々な意見を賜れると思います。</p> <p>本日は、下水道事業に関して集中的に議論することになっております。石川委員に代わりまして小俣委員に参加していただくということですが、タイミングとしては良かったと思います。また、タイミングという意味では、前回もし開催していたら、地震の影響で大変なことになった可能性もございます。そういう意味では、将来というのは大変予測が難しく、良いこともあり悪いこともありというのが普通だと思いますが、少なくとも水道、下水道の将来についてできるだけ一生懸命考え、予測し、様々なケースに対応できるようにこの委員会で議論させていただき、それを報告させていただいて、市の方に受け止めていただき、次の登米市を作っていく、登米市の将来を作っていくということになると思います。そういう意味で、委員の皆様からは、ご自分の専門分野、あるいはそれにとどまらず率直なご意見を頂戴してまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
【4 会議】	
事務局	<p>本日まで出席いただいております委員の皆様につきましては、座席表におきまして紹介に代えさせていただきます。職員につきましては、4月1日の人事異動もありましたことから、紹介させていただきます。</p> <p>～職員紹介～</p> <p>本委員会設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることになっておりますので、西村委員長に議長をお願いしたいと思います。</p>

委員長	<p>それでは、これより議長を務めさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日の会議は、委員 5 名中 5 名全員の出席でございます。よって過半数を満たしておりますので、本委員会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により会議が成立することをご報告いたします。</p>
委員長	<p>(1) 会議録署名人の選任について</p> <p>続きまして、「(1) 会議録署名人の選任について」に入ります。会議録署名人は私から指名させていただきます。</p> <p>今回は、大嶋委員と市村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>－ 「はい」の声あり －</p> <p>本日の検討委員会は、「登米市審議会党の会議の公開に関する指針」第 4 条の規定に基づき、傍聴席を設け、第 7 条の規定により公開した会議の会議録をホームページに掲載することにより公表いたしますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>(2) 下水道事業の財政計画について</p> <p>それでは「(2) 下水道事業の財政計画について」に入ります。まず事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>～資料に基づき説明を行う～</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、只今の説明について質疑を行いたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
委員	<p>使用料を値上げしても繰入金が減るだけということなので、純利益に影響が無いということですよ。では一体何のために使用料値上げをするのかという感じなんです。一般会計繰入金を削減するというのが目的のようですが、下水道の財政状況というのはどのように変わっていくのかということをお聞きしたいです。内部留保資金はどのように変化していくのか。多分純利益がゼロなので変わらないと思うんですが、果たしてそれでいいのかどうかというところをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>令和 3 年度で純利益がマイナスということで、令和 3 年度の内部留保資金は大体どれくらいになるのでしょうか。それですと推移するという流れになっているように私は感じるんですけども、その辺がどのようになっているのか聞きたいところです。</p>
事務局	<p>下水道の財政状況がどのように変化するかというところでございます。</p>

	<p>すが、委員のおっしゃる通り、純利益については使用料が増えても一般会計繰入金が減り変わらないという構造になってございますので、財政状況については同じような状況になってしまうというところでございます。</p> <p>なぜ使用料改定するかでございますが、国でも「地方公営企業法の適用」「財政の見える化」ということを勧めています。また、公共下水道、特定環境保全公共下水道の建設改良を行う際の補助金である社会資本総合整備交付金でございますけども、令和2年度以降、地方公営企業法を適用した事業につきましては、少なくとも5年に1回は使用料の適正化を検討することが補助の要件とされているところでございます。そのように、国の方からも使用料のあり方について求められているところでございます。</p> <p>それから内部留保資金の部分でございますけども、令和3年度決算については現在取りまとめ中でございますが、令和2年度の決算におきましては約1億円の内部留保資金がございます。令和3年度におきましても、速報値では恐らく1億ほどの黒字になろうかというところでございますので、それよりも若干増えるのかなという状況でございます。</p>
委員	<p>わかりました。そういう状況で整備は計画通りやっていくということで、毎年1億程度は残っているという内容なんですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>最初に前提条件ですみませんが、まだ理解しきれていないので3点ほど確認させてください。まず1点目が、パワーポイント6ページ目の「有収水量・使用料収入の推計」です。R2の実績をもとに数値を出されていますが、R2を見ると、有収水量がR1に比べて一気に上がっている状況です。まずこの要因が何かということと、元々の推計がR2年度をベースに推計しているということになると、もしもR2がコロナの影響もあって特殊な一例だとすると、これをもとに推計することが果たして妥当かどうかということをお願いしたいというのが1点目です。</p> <p>2点目がパワーポイント10ページ目です。今後の整備計画ということで、今後登米市の方で建設改良費がこれくらいで推移していく、ということを出されていると思います。R5まで污水管、R6まで雨水管の新規整備があります。R7以降は新規の整備はないのですが、污水管の改築があるという理解でいいかということと、R7から金額的に言うと1億円くらいで推移していますが、それをどういった形で推計しているのかということをお願いしたいというのが2点目です。</p> <p>3点目は21ページ目で、財政計画等々で他の項目もそうなのですが、例えばここでいう委託料で物価上昇率0.3%を見込むとなっています。この0.3%というのは何か根拠があれば教えていただきたいと思います。</p>

	<p>前提条件ですみませんが、まず教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>まず水量の部分でございます。令和元年度から令和2年度に水量が増加しているというところでございますが、新型コロナウイルスにより生活様式の変化があり水量が増えているという部分もございますし、本市の下水道においては現在整備途中で新規接続者もございますので、それによって増加している状況でございます。</p> <p>それから建設改良の部分でございますけども、汚水管渠につきましては令和5年度で完成する見込みですし、雨水事業は令和6年度で完成する予定でございます。令和7年度からは、浄化槽につきましては一部新規整備もでございますけども、大きいものでは公共下水道、特定環境保全公共下水道、それから農業集落排水施設の改築更新の部分に入ってくるわけでございます。こちらの金額の根拠といいますと、先ほどお話ししましたように登米市ではストックマネジメント基本計画を策定しておりまして、将来の更新に係る経費について算出をしているところでございます。その中で一番効率的といいますか、平準化した金額ということで計画を立ててございますので、それに基づいて今回その数値を財政計画に計上させていただいたというところでございます。</p> <p>3つ目の0.3%の物価上昇率につきましては、水道事業の方も本委員会の方で料金の検討をしているところですが、そちらと整合を図って同じ上昇率を使っているところでございます。その数値の出し方は、令和3年3月期の消費者物価指数が101.8%でございました。前の平成27年度を100といたしますと1.8%増加するというので、1.8%を6年間で割って、1年あたり上昇率が0.3%という形になりますので、その0.3%を根拠に今回物価の上昇の方を見込んでいるところであります。</p>
委員長	<p>他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>ご説明の中で公共下水道のみの数字を入れているというところがあったかと思うんですけども、基本的に資料は全事業だと理解していたんですが、一部公共下水道のみを使ったというのはどこになるのかというのを改めて教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>公共下水道の数値のみを使っている部分につきましては、本日お配りしましたパワーポイントの資料でいいますと、29ページから34ページまでです。各種指標を資料として掲載させていただいておりますけども、こちらのグラフにつきましては全事業、本市においては5事業を実施しておりますので、全事業合わせた数値にしております。※印のところに書いていますように、類型平均、全国平均については公共下水道の値を用いていると注記させていただいておりますけども、この数値につきましては、総務</p>

	<p>省で行っている決算状況調査の数値がセグメント別でしか公表されていないというところをごさいますて、本市のように5事業やっているような団体の類型平均というものが公にされていないものですから、今回代表的な公共下水道事業の数値を参考までに表示させていただいたというところをごさいます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>他に何か。どうぞ。</p>
委員	<p>少し他の委員のご質問と重複する部分があり申し訳ないのですが、私も財政計画のページで当年度純利益がゼロになっているというところが気になっています。その上でですが、第3回の時に示された算定要領の中の今後の使用料対象経費の算定の欄で、(D)に使用料対象経費の算定という項目があったかと思うのですが、本来これは下水道使用料として回収するものだと思います。今回、指標をもとに改定率を出しているように見えるのですが、本来使用料で回収すべき金額を回収しようとした時のケースというのはどこになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>使用料で全て回収しようとした場合につきましては、基準外繰入が解消されるような形になりますので、この中でいいますとケース6になるというところをごさいます。</p>
委員	<p>基準外繰入を解消するものがケース6ということでしょうか。最終的には本来であればそこを目指すべきという考え方になりますか。</p>
事務局	<p>公営企業でございますので、独立採算の原則から行きますと基準外繰入というのは本来使用料で賄うべきものとなってございますので、ケース6ですと基準外が全て解消され独立採算の状況になるというところをごさいますけども、先ほどお話ししたように231%の増ということで、現実的にどうなのかという部分もございますので、しっかり検討をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう1点だけ、この平均改定率のところ、維持管理費に対する経費回収率というものと、ケース4の維持管理費が入っていない部分というのは、何が大きく違うのか教えていただいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>汚水処理費の中には、維持管理費と資本費の2つに分類できるわけでごさいます。維持管理費というのは、通常の電気料や委託料といった直接的な経費の部分になりまして、資本費というのは減価償却費、支払利息という部分になってきます。ケース1から3につきましては維持管理費の部分でございますので、直接的にかかる委託料や電気料や職員の給与費といったものを使用料で全て回収するケースになってございますし、ケース4</p>

	<p>の場合ですと、資本費である減価償却費や支払利息まで使用料で回収した場合という形に分類されることになります。</p>
委員長	<p>他に何かございませんでしょうか。</p>
委員	<p>議事録を見ていた中で結構資産維持費の話がされていたと思うのですが、結局資産維持費は考えなくてもいいということなのか、それとも資産維持費を考えるとすると、将来さらに施設の維持費や改修費がかかってくるのでその分を見込んだ費用というのを見ていかななくてはいけないのか、それともその分というのは含まれているのか、それともそもそも考える必要がないのか、その部分を教えていただければよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>資産維持費でございますけれども、今回お示ししたケース 1 から 6 につきましては、資産維持費については計上されてございません。資産維持費を確保するという形になりますと、使用料は相当な金額、改定率にしなくてはいけないという部分がございます、使用料が高額になってしまいうところで、今回の使用料改定においては資産維持費については入れていないところでございます。ただ、国土交通省、日本下水道協会などの資料を見ますと、資産維持費についても将来技術の向上の部分とか物価の上昇の部分を加味してその部分は計上するという形で示されておりますけれども、今回の改定においては見ていないという状況でございます。</p>
委員長	<p>他にご意見、ご質問等お願いできればと思います。</p>
委員	<p>ケースを 6 までお出しいただいているかと思います。前提条件の中で、下水道事業ですので基本的な下水道事業債には地方財政措置が付いており、使用料を上げてでも分流式経費で跳ね返って、結果利益はゼロになるという構造自体はそうなんだと思います。だからこそ、下水道事業の使用料改定の議論というのはどこへ行きつくかということ、財源を使用料に求めるか税金に求めるかという点において議論の余地があるというか、中心的な議論になってくるんだと思います。結果利益はゼロであるけれども、その色分けとして税金が増えるのか、使用料が増えるのかという形になった時に、税金を増やす、増やさないというのは下水道事業から見れば分流式経費という考え方でいいんでしょうが、一般会計側から見ればその税財源を何に使うか、例えば社会福祉に使うとか色々な行き先があるんだと思います。一般会計側から税金というものを見た時には、実は分流式経費というのは一般会計側からすれば基準内外あるにしても関係ない話で、一般会計側から一番大事なのは交付税がいくら入るかという話だと思います。下水道事業側から見れば分流式経費がいくらになるかというのは大事な話ですが、一般会計側からすると交付税がいくら入るかという話が一番大事な話になるかと思います。分流式経費と交付税の金額が合っていればいい</p>

	<p>のですが、微妙に違ったりするんですね。そこをどう捉えるか。事業体側で見るといふより、一般会計側で交付税の金額は将来どうなっていくのか、交付税を考えた時に使用料はいくらにして欲しいか、という議論の余地はあるんじゃないかなと思います。事業体側から検討するという話であれば当然繰出基準をベースに見るんでしょうけど、ケース7を作るとすれば、交付税を前提とした税負担のあり方というのをに入れていただくのが本当はいいのかなと思ったりしています。ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃる通り、下水道における交付税措置というのは繰出基準とあまりリンクしてございません。ですので、基準内繰出が増えたからといって交付税が増えるというような動きはしないということが言えます。なぜかといいますと、交付税については、下水道事業債で借りた元利償還金においては49%の交付税措置を受けておりますけれども、元利償還金に対して交付されるものがほとんどでございます。一方繰出基準で一番大きいのがこの分流式下水道に要する経費でございます。分流式下水道に要する経費は資本費に対して繰出しされるものでございます。資本費ですので減価償却費が一番大きいわけでございます。減価償却費と地方債を比べた場合に、減価償却費の方がほとんどの構築物が管渠ですので50年の償却期間になっております。それに対して、地方債についてはほとんど30年償還というのが多いです。よって、交付税の方は元金償還ベースにもらうわけですから大きい金額を短い期間でもらう、逆に分流式下水道に要する経費については減価償却費を用いておりますので少ない金額で長い期間もらうというようなタイムラグがございます。本市においては、令和4年度の予算ベースですけれども基準内繰入が約12億円ございまして、それに対して交付税措置が11億円ということで、その差が1億円程度しかないような状況でございます。将来企業債の償還と減価償却費のバランスによっては逆転することもあり得るのかなと思ってございます。委員のおっしゃる通り、交付税措置がどの程度入ってくるかということも考慮した形で使用料算定をしていく必要もあるのではないかと感じているところでございます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>今のお答えはいわゆるケース7的に試算を行うということでよろしいですか。</p>
事務局	<p>一番の問題なのが、一般会計側からしてみれば交付税というのは使途が制限されているわけではないところです。ですから、繰出金をいくら抑制するかというのが一番大きな問題であって、その点からすれば基準外繰入から何とかしていこうという話になってしまいます。交付税については使</p>



	<p>途が自由なので、交付税がこれくらい措置されるからこのくらいやりますよというルールは交付税ではないので、やはりまず私たちが取り組まなければならないのが基準外繰入の削減、そういったところになっていく認識があります。ですので、ケース 7 というのは確かに理屈ではあるのですが、それほどウエイトをなしてはこないのかなというのが、個人的な思いであります。</p>
委員長	<p>非常に重要な議論をさせていただいていると思うのですが、一般会計側の方から考えた時には、なかなか下水道のところだけ切り取って将来予測まで持ってくるのは難しそうだという理解でよろしいですかね。そのような議論に対していかがですか。方法とかがもし具体的なものがあれば。</p>
委員	<p>その考え方ももちろんいいだと思います。要は使用料を上げて、先ほど事務局がおっしゃった通りで繰出基準 12 億円と交付税 11 億円のギャップがどのように推移していくかによって、期末現金が増える、増えないという話が出てくるかだと思います。留保資金が増える、増えないという話とリンクしてきますので、そここのところのシミュレーションを、例えば 10 年後 20 年後でおいた時に、期末現金がほぼ一緒に推移するならば先ほどの 12 億円と 12 億円が一致してる形でくるんでしょうけど、場合によってはギャップが大きくなってくると期末現金がやたら増えてしまうことにならないかどうかということだけケアすれば、その議論は特段ケース 7 を作る必要はなくて、そこだけ確認いただけるようにしていただければと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですね。それでは他に質問、ご意見等いただければと思います。</p>
委員長	<p>考え方を教えていただければよろしいのですが、先ほどの議論に出ましたが、34 ページの経費回収率、維持管理費を 100% くらいに持ってくるというようなことを 1 つの目安にすれば、ケース 1 くらいにするのが良さそうだというのがこの図から見えてくるんですが、先ほどご説明を聞いて逆にふと思ったんですけど、この類型平均や全国平均と比べても若干低めという言い方もできなくはないですね。多分ここに線を入れていただいたのは、例えば全国平均と比べて登米市の事業はこういうふうになっているというような比較をした上でどんなふうに考えるというようなお話かなと思うのですが、この全国平均の方は公共下水道事業の値なので直接比較すること自体意味があるかどうかということもいずれ大きな問題ではあるんですけども、このように書いていただくとその説明が聞きたいかなと思ってご質問させていただきました。</p>
事務局	<p>先ほどもお話したように、総務省が公表している数値がセグメント別になっているということで、参考までに公共下水道の分を出させていただきます。</p>

	<p>たというところになります。類型平均よりも少なくなっているというのは、本市においては公共下水道というのは一番効率の良い事業になってございます。特定環境保全公共下水道、農業集落排水、浄化槽の順番で効率性が悪い事業になっておりますので、類型平均と全国平均を比べた場合どうしても下回ってしまうという実情がございまして。セグメント単位でこういった指標を出せれば、全国、それから類型と比較した時により適切な比較ができるのかなと感じておりますので、資料の出し方については工夫をしたいと考えてございます。</p>
委員長	<p>そういう質問があった時にどうお答えいただけるのかというのが大事ななと思ったことと、やっぱり今お話しにあったように、例えば公共下水道は5つある事業の中では優等生で他のところはなかなか厳しいとか、登米市の中でもそういう出し方、数字の見せ方ができるかと思うんですね。大事なのはそれをこれからどうしていくかというような、線的に結び付けていくのが大事で、それにまた他の市町村の数字との比較や、何か上手いやり方があったらこのところはこうしていくとしていけばよろしいと思います。例えば、公共下水道の効率がいいのであれば農業集落排水区域を接続していくことでこうなるとか、様々なところからやっていかなければいけないというところがとても大事だと思うので、今回は全体として議論をしますけど、次の段階では少しでも効率を上げていくために全体の下水道事業、汚水処理の事業をどうしていくかというところのためにとても大事な情報が出てきているかと思うので、是非そのような観点で今後進めていただければと思います。私の方の考えは使用料の改定に関して今情報を出していただいているのですが、やはりこれを市民の方々にご理解、ご納得いただくためには、これからの登米市の汚水処理事業をどうしていくかというのがどうしてもセットになると思うので、是非そのあたりのところもお考えいただければいいかなと思います。</p>
委員長	<p>他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>委員長からお話しがありましたように、今後使用料改定していくにあたっては、今後市としてどうやっていくかということのを合わせて説明していく必要があると感じております。やはりどうやって支出を抑えるか、今後下水道事業を進めていくにあたって広域化、共同化の話ですとか、包括的外部委託ですとか、色々なツールがあると思います。色々な施策を組み合わせる中で、将来こういった形で支出を抑えていきたいとは思っているが、ただ現状としてこれだけギャップがあるので今の段階ではこれくらいの支出が必要なので使用料が上がりますと、そういった形の説明になってくるかなと思います。何か今の段階でこういったことで将来計画してい</p>

	<p>るというものがあれば教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>将来に向かっての経費の削減部分のお話しかと思います。本市において特徴的なのは、農業集落排水処理区域が26地区あり、24施設を保有してございます。それから公共下水道、特定環境保全公共下水道でいいますと処理場を5施設持っているということで、処理施設をかなり大量に保有している状況でございます。将来に向けては、国の方でも特に広域化の部分で起債に対する交付税措置率を上げるなど、力を入れて広域化を進めているところでございますが、本市においても、例えば公共下水道に農業集落排水処理のエリアを接続するとか、そういった計画を今後策定して実行できるような形で進めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。今協会でも色々と広域化、共同化に向けた取り組み等進めておりますので、何かしら情報提供できることがあればしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>それでは5分程度休憩、換気の時間を取りたいと思います。 — 5分 休 憩—</p>
委員長	<p>それでは時間になりましたので会議を再開させていただきます。 さらに続きまして、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。</p>
委員	<p>全国平均と類型平均を出して、現行の登米市の経費回収率などが低くなっていて、低いので率を上げてく、すなわち使用料を上げていくというような資料に見受けられます。それはそうなのですが、実は時系列がなく、資料前段の方で新規事業と改築事業と分けて事業投資額を出しています。基本的にここで言う経費回収率は、既存の資産に対しての経費回収率だと思えます。新規の事業に対する経費回収率はそれ単体で見た時にどういう回収率が見込まれるのか、すなわちそれを引いたことによる使用料で跳ね返ってくる金額、平たく言えば事業のコストと収益の比較という点から見ると、恐らく採算のあまり良くないところをこれからやろうとしているのではないかなと思います。今回使用料の話をする中でそういうところに向けられるお金の是非というの、1つ議論的になってくるのではないかなと思います。要はそういった不採算エリアに近いようなところへの投資が、使用料改定をした原資を使って流れるという構造になるかもしれないということについての住民理解を得るということに関して、市としてどういう形で投資の是非というのを判断しているかというのが論点の1つになるのかなと思います。その観点が実は抜けていて、その点からするとどうなのかなというところを今数字もない中でのお話になると思いますけども、考え方だけ教えていただくと良いかなと思います。</p>
事務局	<p>今後整備していく新規のエリアについて、不採算エリアもあるのではな</p>

	<p>いかというお話しですが、公共下水道のエリアについてはこれまで何度か見直しを行いました。当初の計画はもっと広いエリアを予定しておりましたが、その都度状況を確認しエリアを縮小してきており、令和5年度に新規整備が完了する予定になっていますので、その投資は必要になるものと考えております。これから新規整備が残るのは浄化槽施設になるわけですが、浄化槽につきましても毎年80基ほど整備を行ってまいります。現在は市設置型浄化槽という形で整備を行っておりますけども、手法としては2つございまして、本市が現在実施している市設置型浄化槽と、個人が設置し個人に補助金をお渡しするという2種類ございます。どちらの事業の方が本市の将来に適当なのか今後検討が必要だと考えているところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。内訳を見ると、確かに新規の部分は浄化槽の支出が大半だということであれば、そもそも不採算エリアとかそういう概念ではなくて、その設置に対する費用がかかってくるということですね。新規の部分については、公共下水道があるけれどもあと2年で整備が終わる予定で、それは採算云々というよりも整備するという話なんだと思います。そういう観点からすれば特段の考慮はいらぬのかなという風に思います。ちょっと気にしてるのは、当然使用料を上げれば経費回収率は上がってくるんでしょうけど、それは真水で上がってくるというよりも不採算の部分で下がる部分の中には混じりこんでいるのかなとちょっと思ったところでして、今のお話でしたら特段のそういった考慮は必要ないのかなということなので承知しました。</p>
<p>委員長</p>	<p>考慮をしていないわけではないというご説明だったということで、今までも全体の下水道の整備計画を見直してきて、令和5年度までである意味効率の良いところは公共下水道などで整備を行う一方で、そういう集合型で整備できない、なかなか効率が悪いところは浄化槽で整備していくというような話しが説明の背景にあってということだと思うのですが、やっぱり説明としては、ある程度委員のご質問の通り皆さんもそう思うところがあると思うので、そういう資料を合わせて用意しておいていただいた方がいいと思います。</p> <p>また、浄化槽整備に関しても、その経費回収率は使用料改定してもなかなか厳しいわけですよ。それをどのように改善していくとか次の手も必要かと思っておりますので、そういう時系列的な流れがやっぱり使用料改定にあたってとても重要だと思いますので様々な観点で質問がありそれに対して説明していかなければいけないということで準備をして進めていただくのが大事だと思います。</p>

委員長	他に何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
委員	基本的なことで教えていただきたいのですが、41 ページのところ、これまで他の委員の方からお話があったかもしれないんですけど、「分流式下水道等に要する経費」というのは、使用料改定で収入が増加すると基本的には分流式経費は減少して、分流式経費が0円とならない限り収益的収入は増加しないことになると書いているのですが、やっぱりこういうものなんですか。
事務局	分流式経費の算定の方法についてですが、こちらについては本日お配りした資料4-1の方で分流式経費の特性について説明をしているところでございます。分流式に要する経費につきましては、資料の1ページ目に、第8の下水道事業、2の分流式下水道等に要する経費(2)繰出しの基準に記載しておりまして、そちらの方にアンダーラインが引いてあり、「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」ということになっています。収入があればその分を差し引かれていくというような繰出基準になってございます。ですので、収入が確保できれば分流式の経費がどんどん減ってってしまうという仕組みの経費となっているところでございます。こちらについても、本来分流式に要する経費の繰出につきましては、雨水を含む合流式と汚水のみの方の分流式ということなんですけども、分流式の方については環境に及ぼす影響が公衆衛生上高いということで、この措置が設けられているところでございます。現在の算定においては、収入があればあるほどその分が削減されて基準内繰入が減っていくという形になってございます。この算定方法については、色々な団体から算定方法を変えて欲しいと国に要望しているところでありますが、現在はこういった算定方法になっているという状況でございまして。
委員長	下水道の役割として、もちろん雨水を排除するというのはとても大事なのですが、何かそれを使用する人が払わなければいけないという考え方ですね。要は洪水対策のようなものですから。ここで一生懸命議論しても結論が出るような話は全然ありませんが、結局こういうようなシステムがあるのでこんな風になるという、そういう理屈を説明していただいているわけですね。
委員長	他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 本日は、下水道使用料につきまして集中的に議論をさせていただいております。次回以降、水道料金、下水道使用料合わせて、今後どうして行くべきかとあり方を議論してまとめさせていただくのですが、まだ時間もございまして、本日の資料でケース1から6まで出させていただきました。

	<p>ので、これらを踏まえて各委員のご意見、ご感想も含めて反映しておきたいと思っております。</p>
委員	<p>今回は改定率でいくつかのパターンをお出ししていただいているところかなと思います。このパターンをどれにするかというのがあるのですが、今回1つの特徴となっているのが基準外の繰出金というのがポイントになっていると思います。基準外の繰出金の本質的に何なのか、というところをどこかのタイミングで整理する必要があるのではないかと思います。基準外というからには基準内というものが逆にあって、繰出金に色付けをするという話だと思いますけども、その整理をかけた上で基準外の本質、登米市にとって基準外とは一体何なのかというところをちょっと深掘りしていく必要があるのではないかと思います。基準外繰出を削減する、というのは簡単な話ですが、そもそもなぜ基準外繰出が出ているのか、その性質は一体何なのかという本質的な議論が多分どこかで必要になるんじゃないかなと思いますので、次回以降そのような話が出来たらな思っているところです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>やはり今日のお話を聞いていると、一般会計との関係をどうしていくのかその整理をどのようにしていくのかというところは、ケース1からケース6まで示していただいた中で考えていく中では重要になってくるのかなと思います。ただ市民の方たちからすれば、やはりなるべく改定率は少ない方がいいんだと思うのですが、今後使用料として本来回収すべきものがケース6なのであれば、水道料金の議論にもあったようにどのくらいはわかりませんが段階を踏む、そういったところの説明、理解というものやはり得ていかなければならないのかなと思います。ケース1から6のどれがいいかというところはなかなか判断するのは難しいところだと思うのですが、説明する側からすると、ケース2や3というのは何で90%か、95%かという説明を考えるのが少し大変なのかなというのが個人的な意見になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>平均改定率についてケース6まで分けて出していただきまして、ではどれがいいかを見ていくと、金額だけで見るとケース1くらいかなという気もしますし、ただ一方で、将来のことを考えるとやはりケース4くらいまで上げていく必要があるのかなと思います。今委員からありましたように、段階を踏んでやっていく必要があるのかなと思います。やはり地域の方の理解があってこそだと思いますので、そうした時にこういった感じで将来ケース6まで見据えていくかということ踏まえた上で、使用料改定</p>

	の金額を考えていく必要があるのかなと考えています。
委員長	ありがとうございます。
委員	登米市民の立場であれば是非ケース1でお願いしたいと思うんですが、下世話な話で使用料を上げて繰出金が減るとというのがどうしても釈然としないところがあります。その辺のところは私も議会对応の側で考えてみるとちょっと説明するのが厳しいのかなと思いますので、その辺のところをもう少し策を練っていただければよろしいかなと思います。
委員長	<p>ありがとうございました。各委員の皆様のご意見を踏まえて、次回以降資料の作成なり説明なりに反映させていただければと思います。</p> <p>私も皆さんと同じ意見です。最後はどのように説明していくかということと、今回未来永劫持続可能な使用料改定をするべきかどうかを踏まえて、それは非常に危険な部分が出てくるので、将来をある程度見据えながら段階的というような改定が妥当なのかなと思いますが、やはり将来を見据えるというのももちろん難しいですが、その中で下水道なり上下水道の部分については将来まちがこうなるためにはこのようにしていかなければいけないという基盤として支えるインフラとしてのあり方がもちろんあると思います。更には、水道もそうですが、下水道事業に関しては浄化槽まで含めて様々な方法がある中で適正に配置していき、維持管理費等々どうやって削減していくかというところにどんどん知恵を絞っていかなければ難しい状況になるので、様々な方法が提案されてはいますが、それら全て総動員した時でもなかなか厳しい状況かなと思われま。今回使用料を改定して、さらには色々新しい技術を導入して一生懸命やってもそれを打ち消してしまうくらい人口減少しますと、何のためにやったのかという議論にもなり兼ねないので、その辺のところをまだ将来具体的に予測することはできないまでも、説明としては一応そういうようなところを見据えながら、今回は全体の中のこういう段階にあるというようなことを是非示していただくと大変ありがたいと思います。一般会計との関係というのは、やはり市の考えとして整理していただいた上で下水道、水道の料金をどうしましょうかというようになると思いますので、そこは改めてご説明いただくのがいいのかなと思いました。</p> <p>他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。次回以降かなり難しい議論をいたしますとまとまらなくなる可能性がありますので、本日のうちに色々お願いしたいところですが、何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは次回、もう2回くらいになるのかなと思いますが、最終的に水道料金及び下水道使用料のあり方について委員会としてまとめさせていただきたいと思います。そのために、私からお願いなのですが、委員会の開</p>

	<p>催はもちろん大事なのですが、資料を少し早めに委員の皆様方にお配りいただき、その段階で様々意見をいただいて必要に応じて資料を修正したり、追加したりというようなことをやっていただくと大変ありがたいと思います。最終的にはその資料が一般市民の方々への説明にもそのまま使えるというのが理想だと思いますので、是非分かりやすく、分かりにくいところを一般市民の方に向けてそのまま説明できるというような形で作りこみをお願いできれば、大変ありがたいなと思います。</p> <p>それでは、本日の委員会はこれで終了とさせていただきたいと思います。会議の運営にスムーズな運営と活発なご意見にご協力いただきまして本当にどうもありがとうございました。</p>
<p><b>【6 閉会】</b></p>	
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様大変お疲れ様でございました。</p> <p>以上で閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>